

令和5年第5回玉城町議会臨時会会議録

招集年月日 令和5年10月5日(木)
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 令和5年10月5日(金)(午前9時00分)
出席議員 1番 北 守 2番 小林 豊 3番 坂本 稔記
4番 井上 容子 5番 南 雅彦 6番 山口 欣也
7番 谷口 和也 8番 山路 善己 9番 前川さおり
10番 渡邊 昌行 11番 福田 泰生 12番 中西 友子
13番 坪井 信義

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	真砂 浩行	総務政策課長	中村 元紀	税務住民課長	山下 健一
保健福祉課長	見並 智俊	産業振興課長	里中 和樹	建設課長	平生 公一
教育事務局長	梅前 宏文	上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也
地域づくり推進室長	中川 泰成	防災対策室長	内山 治久	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西 扶美代				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 中山 元太

提出議案

日 程

第 1 指定第 1 号 仮議席の指定
第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

日程追加

第 1 指定第 2 号 議席の指定
第 2 会議録署名議員の指名
第 3 会期の決定
第 4 選挙第 2 号 副議長選挙について
第 5 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
第 6 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
第 7 選挙第 3 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
第 8 選挙第 4 号 伊勢広域環境組合議会議員選挙について
第 9 選挙第 5 号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙について
第 10 議案第 64 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第 1 指定第 1 号 仮議席の指定

○事務局長（中西 豊）本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

地方自治法第 107 条の規定において、議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっていきますので、年長の山路善己議員に臨時議長をお願いいたします。

山路善己議員、議長席へ着席願います。

○臨時議長（山路 善己）ただいま、紹介されました山路善己です。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員数は、13 名で、定足数に達しております。

したがって、令和 5 年第 5 回玉城町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長より臨時会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）令和 5 年第 5 回の玉城町議会臨時会開会にあたりまして、挨拶を申し上げます。この度の任期満了によります町議会議員選挙で当選をされた議員の皆さん、誠におめでとうございます。今後の玉城町政の推進につきまして、格別のお力添えをいただきたいと思っておる次第でございます。ご承知のように玉城町は昭和 30 年に誕生いたしまして、今日まで町政施行 68 年を迎えておるわけでございます。近隣市町や全国各地で行われました 18 年ほど前の平成の大合併では、最終的には玉城町は単独の道を選択をいたしまして、今日まで自主、自立の町政運営を進めさせていただいておるところでございます。おかげさまで三重県下の中でも、大変いろんなデータの上でも上位にランクをいたしまして、そして民間の大手住宅会社の毎年度の住み心地ランキングにいたしましても、三重県上位にランクをしておる町でございます。直近では富岡に万協製菓さんが立地をし、そして 5 月には積良の工業団地にカエツという研磨の会社が立地をしておるといふ状況もございますし、また、田丸小学校周辺では新しく住宅が建設をしておるといふ状況でございます。コロナが少し、全国各地からの視察も少なくなっておりましたけれども、少しずつ玉城町のいろんな行政の取り組みに視察の申し込みがあるといふ状況でございます。大変うれしく思っておる次第でございます。しかし、人口が減少をしてきております。住民基本台帳で申し上げますとピーク時は 15,700、今、約 15,000 というところまで減少をしてきておる。つまり少子化、高齢化の傾向でありますし、またご承知のように町の中では空き家が目立ってきておるといふ状況もございます。そんな中で、玉城町としていかに住みよい町づくりをこれからも持

続させていくか。そして近隣の市町では珍しく、昭和 30 年以前の終戦の時から
の四つの小学校があり、1つの中学校がある。大変バランスのある町、そして子ども
たちが勉学やスポーツに大変、力を発揮してくれておる。これも町の特色でござい
ます。そうした玉城町の周りの町にはないコンパクトシティの町の特性を活かして
いく、町のいろんな歴史文化の資源を活かしていく、そんな中で大変人口減少、こ
れを取り戻していくというのは厳しいことではございますけれども、少しでも町の
持続発展のために努力をしていかなければならんと、こういう風に思っております。
大変、周りの変化、世界の変化を早いスピードで大きく変化をしてきておるわけ
でございますからそんな中でいかに玉城町もこの変化に対応しながら住みよさを持
続していく、これが一番の最大の課題でございますから是非、今後とも議員の皆さ
ん方のご理解、ご協力を賜りたいと思っております次第でございます。本日はご案内の
とおり、初議会、議会構成を定めていただくということでございます。どうぞよろ
しくお願いを申し上げまして開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（山路 善己）ただいまからの会議は、議会の構成に関するものでありま
すので、しばらくの間参与の方は退席願います。暫時休憩します。

（午前 9 時 10 分 休憩）

（参与議場から退席する）

（午前 9 時 11 分 再会）

◎日程第 1 指定第 1 号 仮議席の指定

○臨時議長（山路 善己）再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 指定第 1 号 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席している議席とします。

◎日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

○臨時議長（山路 善己）日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により
投票で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（山路 善己）異議なしと認め、選挙の方法は、投票にて行うこととし
ます。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 (山路 善己)

ただいまの出席議員数は13人です。まず、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

福田 泰生 議員

渡邊 昌行 議員 を指名いたします。

それでは投票用紙をお配りします。

(投票用紙を配布)

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「配布漏れなし」の声あり)

○臨時議長 (山路 善己) 配布漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱を点検する)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長 (中西 豊) それでは仮議席の順番で点呼いたしますので、順に投票願います。

1番 北 守 議員、2番 小林 豊 議員、3番 坂本 稔記 議員、

4番 井上 容子 議員、5番 南 雅彦 議員、6番 山口 欣也 議員、

7番 谷口 和也 議員、9番 前川さおり 議員、10番 渡邊 昌行 議員、

11番 福田 泰生 議員、12番 中西 友子 議員 13番 坪井 信義 議員

8番 山路 善己 議員

(最終 臨時議長 (8番 山路善己) が投票する)

○臨時議長 (山路 善己) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長 (山路 善己) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行いますので、福田議員、渡邊議員は 開票の立会いをお願い

いします。

(開 票)

(開票の結果を議長に報告)

○臨時議長(山路 善己) それでは選挙の結果をご報告します。

投票総数 13 票、これは先程の出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 13 票 無効投票はありませんでした。

有効投票のうち

小林 豊 議員 9 票

坪井 信義 議員 4 票、

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、小林 豊議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

ただいま、議長に当選されました小林議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

当選人 小林 豊 議員、発言を許します。

○臨時議長(山路 善己) 小林 豊 議員。

(新議長 小林 豊 登壇)

○2 番(小林 豊) 就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。先ほど皆様のご推挙により議長就任の運びとなりました。元来ですね、微力ではございますが、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので皆様方のご支援、ご協力のもと円滑な議会運営、更なる町政推進につきまして、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○臨時議長(山路 善己) これをもちまして臨時議長の職務は終了しました。

ご協力ありがとうございました。

小林 豊 議長、議長席に着席願います。

暫時休憩します。

(午前 9時 28分 休憩)

(小林 豊 議長 議長席へ)

(午前 9時 29分 再開)

◎追加日程第1 指定第2号 議席の指定

○議長(小林 豊) それでは再開します。

まず、追加の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

追加日程第1 指定第2号 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、配布しました議席表のとおり指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(小林 豊) 次に、追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、

坂本 稔記 議員

南 雅彦 議員 の2名を指名します。

◎追加日程第3 会期の決定

○議長(小林 豊) 次に、追加日程第3 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長(小林 豊) 次に、追加日程第4、選挙第2号、副議長選挙 を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの、出席議員数は13人です。

まず、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、

立会人に

北 守 議員

中西 友子 議員 を指名いたします。

それでは、投票用紙をお配ります。

(投票用紙配布)

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「配布漏れなし」の声あり)

○議長(小林 豊) 配布漏れなし と認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(中西 豊) それでは仮議席順に点呼いたしますので、順に投票願います。

1番 北 守 議員、 3番 坂本 稔記 議員、 4番 井上 容子 議員
5番 南 雅彦 議員、 6番 山口 欣也 議員 7番 谷口 和也 議員、
8番 山路 善己 議員 9番 前川 さおり 議員、 10番 渡邊 昌行 議員
11番 福田 泰生 議員、 12番 中西 友子 議員、 13番 坪井 信義 議員
小林 豊 議長。以上でございます。」

(最終、新議長(小林 豊)が投票する)

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 豊)「投票漏れなし」と認めます。

投票を終ります。

ただいまから、開票を行いますので、北議員、中西議員は開票の立会いをお願いします。

(開 票)

(開票の結果を議長に報告)

○議長(小林 豊) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票 これは先程の出席議員数に符合しています。

有効投票 13 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち

前川さおり 議員 9 票、

谷口 和也 議員 2 票

坪井 信義 議員 1 票

渡邊 昌行 議員 1 票

法定得票数 4 票。したがって、前川さおり議員が、副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

ただいま、副議長に当選された、前川さおり議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人、前川さおり議員、発言を許します。

前川さおり議員

(副議長 前川さおり議員 登壇)

○副議長(前川さおり) 議長に発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。この度は玉城町議会、副議長にご推挙いただき厚く御礼を申し上げます。責任の重さを非常に痛感しているところではございますが、議長をお支えし、公正かつ円滑な議会運営に努めて参りたいと思っております。議員各位におかれましてはより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりよろしくお願い申し上げます。

ます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前 9 時 46 分 休憩）

○議会事務局長（中西 豊）

只今から、議事運営についての協議会を開催し、各常任委員会委員および各種組合議会議員等の選出を行いますので、第一委員会室に御参集願います。

（午前 11 時 28 分 再開）

◎追加日程第 5 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

○議長（小林 豊） 再開します。続いて、追加日程第 5 選任第 1 号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、配布済の名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員会委員は、配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎追加日程第 6 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（小林 豊） 次に、追加日程第 6 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、配布済の名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、配布済の名簿のとおり選任することに決定しました。

報告します。

ただいま、選任されました、各常任委員会 及び 議会運営委員会の委員長・副委員長については、配布済の名簿のとおりですのでご了承願います。

◎追加日程第7 選挙第3号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小林 豊） 次に、追加日程第7 選挙第3号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長である 私、小林 豊を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 「異議なし」と認め、私、小林 豊が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、会議規則 第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎追加日程第8 選挙第4号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙について

○議長（小林 豊） 次に、追加日程第8 選挙第4号、伊勢広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

伊勢広域環境組合議会議員に

谷口 和也 議員

南 雅彦 議員 を指名推薦したいと思いますが、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊)「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名推薦しました、谷口和也議員、南 雅彦議員が伊勢広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、谷口和也議員、南 雅彦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎追加日程第9 選挙第5号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙について

○議長(小林 豊) 次に、追加日程第9 選挙第5号、わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊)「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に、

坂本 稔記 議員 を指名推薦したいと思いますが、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊)「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名推薦しました坂本稔記議員が、わたらい老人福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、坂本稔記議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩)

○議長(小林 豊) 次は人事案件ですので、山路議員は退席願います。

(監査委員に推薦された山路善己議員 退席)

(午前 11 時 34 分 再開)

◎日程第 10 議案第 64 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(小林 豊) 再開いたします。

次に、日程第 10 議案第 64 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻村町長、

○町長(辻村 修一) 議案第 64 号 玉城町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。玉城町監査委員 前川さおり氏の選任期間が令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となりましたことから、新たに、山路善己氏を監査委員として選任致したく地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、前川さおり氏におかれましては、2 年間に亘り適切な監査を賜りご指導いただきましたことに厚く御礼申し上げる次第でございます。提案説明とさせていただきます。

○議長(小林 豊) 町長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 豊) 「異議なし」と認めます。

したがって、質疑・討論は、省略することに決定しました。

これから、議案第 64 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 64 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 37 分 休憩)

(午前 11 時 37 分 休憩)

○議長（小林 豊）再開します。

山路善己議員 挨拶をお願いします。

山路議員

（監査委員 山路善己議員 登壇）

○監査委員（山路善己） 監査委員に選任して頂きました。一言ご挨拶申し上げます。

監査業務を監査委員としてのその責務を全うする所存であります。どうぞよろしく
お願いします。

◎日程第 11 発議第 10 号 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（小林 豊） 次に、日程第 11 発議第 10 号 閉会中の継続審査の申し出に
ついてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件について、会議規則第 75 条
の規定により、配布済の申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決
定しました。

これをもって、本臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、令和 5 年第 5 回玉城町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 閉会にあたり挨拶を申し上げます。初議会で今後の議会構成を
決定をいただきました。議員の皆さん方には玉城町の今後の町政運営、そして町づ
くりにつきまして、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に
あたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 初めての議長席での議会という事で、何かと皆様におかれまして
はご不手かけた点もあるかと思いますが、今後ともよろしく願いしまして、誠
に簡単ではございますが、閉会に際しましての挨拶とさせていただきます。本日は

どうもご苦勞様でした。

(午前 11 時 41 分 閉会)